

(初掲)2026 年 7 月 29 日

(更新)2026 年 8 月 3 日

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

「令和8年熊本地震」の被災者に対する特別措置について

このたびの災害により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

当社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域のご契約について、以下の特別措置を実施しております(2026 年 8 月 3 日(月)から下記3. 4. の特別措置を追加いたしました)。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申出により、保険料のお払込を猶予する期間を最長 6 カ月(2027 年 1 月末まで)延長いたします。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

3. 契約者貸付にかかる特別利率の適用

貸付日が 2026 年 7 月 28 日(火)以降の契約者貸付について、以下のとおり特別利率を適用し、2027 年 2 月 28 日(日)までの利息を免除いたします。

対象 ご契約者様	「令和8年熊本地震」に係る災害救助法の適用地域で被災されたご契約者様
対象 保険種類	契約者貸付が可能な保険種類。 ただし、変額保険・変額個人年金保険は、次の場合を除き、対象外です。 ・新変額保険(マーケットリンク)を定額払済保険に変更した場合 ・変額保険(旧東京海上日動フィナンシャル生命契約)を払済保険に変更した場合
特別利率	年利 0.00%(注 1)
適用期間	2027 年 2 月 28 日(日)まで
受付期間	2026 年 7 月 28 日(火)から 2027 年 2 月 28 日(日)まで

(注 1) 上記受付期間中に対象のご契約者様・保険種類のご契約で契約者貸付を行った場合、一定期間はお支払完了後に当社より送付する「お支払のご案内」には「貸付利率 年利 3.00%」と記載される場合がございますが、貸付日から 2027 年 2 月 28 日(日)までの貸付利率は年利 0.00%となります。

個人のお客様につきましては、スマートフォンやパソコンからインターネットを利用し、「東京海上日動マイページ」にてお手続きいただくことができます。

<東京海上日動マイページ ログイン URL>

https://wcs.tokiomarine-nichido.co.jp/mypage/dfw/customer_rp/MY/LOGIN



<ご注意事項>

下記に該当する場合は、お手数をおかけいたしますが、「5. お問い合わせ先」記載のカスタマーセンターまでお申し出ください。

■ご契約状況等によってお取り扱いできない場合

■ご契約の登録住所が「令和 8 年熊本地震」に係る災害救助法の適用地域以外となっているご契約者様の場合（東京海上日動マイページでのお手続きでは自動的に特別利率の適用がされないため）

4. 入院給付金のお支払いについて

今回の災害を原因としてケガをされたお客様が、被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出により、ケガをされた日から入院を開始したものとして、入院給付金をお支払いいたします。

また、本来入院による治療が必要なお客様が、病院の事情により予定より早い退院を余儀なくされた場合や、入院できず自宅や避難所等で療養された場合についても、医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院給付金をお支払いいたします。

5. お問い合わせ先

お取扱いの詳細につきましては、当社または東京海上日動火災保険（株）の営業課支社、取扱者/代理店、もしくは下記フリーダイヤルまでお問合せください。

内容	お問い合わせ先	受付時間
保険金・ 給付金の お支払い	■保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が「イ」や「オ」等のカカナで始まるご契約 （「エ」を除くカカナで始まるご契約） 0120-536-338	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 （日曜・祝日を除く）
	■（変額保険）保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が数字または「エ」で始まるご契約 0120-765-322	平日 9:00～17:00 （土曜・日曜・祝日を除く）
上記以外	■カスタマーセンター ※証券番号が「イ」や「オ」等のカカナで始まるご契約 （「エ」を除くカカナで始まるご契約） 0120-560-834	平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00 （日曜・祝日を除く）
	■変額保険テレホンサービス ※証券番号が数字または「エ」で始まるご契約 0120-517-104	平日9:00～17:00 （土曜・日曜・祝日を除く）

災害救助法の適用状況(内閣府発表)

■法適用日

2026 年 7 月 28 日

■災害救助法適用市町村

熊本市(くまとし)

八代市(やつしろし)

水俣市(みなまたし)

山鹿市(やまがし)

菊池市(きくちし)

宇土市(うとし)

上天草市(かみあまくさし)

宇城市(うきし)

天草市(あまくさし)

合志市(こうしし)

下益城郡美里町(しもましきぐんみさとまち)

菊池郡大津町(きくちぐんおおづまち)

菊池郡菊陽町(きくちぐんきくようまち)

阿蘇郡西原村(あそぐんにしはらむら)

上益城郡御船町(かみましきぐんみふねまち)

上益城郡嘉島町(かみましきぐんかしままち)

上益城郡益城町(かみましきぐんましきまち)

上益城郡甲佐町(かみましきぐんこうさまち)

八代郡氷川町(やつしろぐんひかわちょう)

葦北郡芦北町(あしきたぐんあしきたまち)

葦北郡津奈木町(あしきたぐんつなぎまち)